

[illegible]

至 令和 6 年 6 月 2 7 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 6年 6月20日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 令和6年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 令和6年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 議案第38号 | 令和6年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第39号 | 令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第40号 | 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第41号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第42号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第43号 | 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第44号 | 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について（イースタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4号棟）） |
| 日程第17 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について（町道上春別原野54線舗装修繕工事） |
| 日程第18 | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について（役場庁舎南西面外壁改修工事） |
| 日程第19 | 議案第48号 | 工事請負契約の締結について（町道上風連地区1号線改良舗装工事） |
| 日程第20 | 議案第49号 | 工事請負契約の締結について（別海町酪農工場機器更新外工事） |
| 日程第21 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事） |
| 日程第22 | 議案第51号 | 財産の取得について（除雪専用トラック） |

- 日程第23 議案第52号 財産の取得について（スクールバス）
 日程第24 議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 日程第25 議案第54号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 日程第26 議案第55号 あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について
 日程第27 報告第4号 令和5年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 日程第28 報告第5号 令和5年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について
 日程第29 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○出席議員（15名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦		

○欠席議員（1名）

議長 16番 西原浩

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	信夫重勝	総務部長	伊藤輝幸
福祉部長	干場みゆき	保健生活部長	小川信明
産業振興部長	佐々木栄典	建設水道部長	外石昭博
教育部長	宮本栄一	会計管理者	入倉伸顕
病院事務長	三戸俊人	農業委員会事務局長	川畑智明
監査委員事務局長	竹中利哉	保健生活部次長	千葉宏
福祉部次長	谷村将志	産業振興部次長	小野武史
建設水道部次長	新堀光行	建設水道部次長	田畑直樹
生涯学習センター長他	福原義人	情報広報課長	山田哲哉
総合政策課長	松本博史	税務課長	松田勝広
西春別支所長他	小村茂	尾岱沼支所長他	大坂恒夫
福祉課長	石戸谷友絵	介護支援課長	高橋勇樹
町民課長	谷村将志	老人保健施設事務長	渡辺久利
町民保健センター兼母子健康センター長	千葉宏	生活環境課長	上田健一
農政課長	皆川学	商工観光課長	掘込美穂

管 理 課 長 田 畑 直 樹
事 業 課 長 佐 竹 和 仁
病院事務課長 榎 木 直 人
学校教育課長他 池 田 卓 也
生涯学習課長 木戸口 誠
税 務 課 主 幹 武 田 妙 子
財 政 課 主 査 高 橋 克 彦

建築住宅課長 廣 島 静 治
上下水道課長 新 堀 光 行
学務・スポーツ課長他 齋 藤 陽
指 導 参 事 瀬 川 航 平
図 書 館 長 他 堺 啓
建築住宅課主幹 篠 田 敬 介
財 政 課 主 査 浦 部 裕美子

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

3 番 高 橋 眞結美
5 番 貞 宗 拓 雄

4 番 伊 勢 徹

◎開会宣告

○議長（戸田憲悦君） おはようございます。

本日、西原議長から、自己都合のため、欠席届が提出されておりますので、地方自治法第１０６条第１項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。

議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げておきます。

また、議場内において、体調管理のため必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和６年第２回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１５名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は１６番西原議員であります。

ここで議事に入ります前に、表彰の伝達を行います。

○議会事務局長（干場富夫君） このたび、永年にわたる議員の職責を通して、地方自治の振興発展に貢献された功績により、北海道町村議会議長会から、令和６年自治功労者として、中村忠士議員、松原政勝議員の２名が、議員在職２５年以上表彰を受賞されました。

このことを受けまして、これより、戸田副議長から表彰状の伝達を行います。

中村議員、松原議員は質問者席前にお並びください。

それでは、名前を呼び上げますので、順に前にお進みください。

中村忠士議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（戸田憲悦君） 表彰状、別海町議会中村忠士殿。

あなたは町村議会議員として永年にわたり、地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、ここに、これを表彰します。

令和６年６月１１日、北海道町村議会議長会会長渡部孝樹。

○議会事務局長（干場富夫君） 松原政勝議員。

○１２番（松原政勝君） はい。

○議長（戸田憲悦君） 表彰状、別海町議会松原政勝殿。

あなたは町村議会議員として永年にわたり、地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、ここに、これを表彰します。

令和６年６月１１日、北海道町村議会議長会会長渡部孝樹。

○議会事務局長（干場富夫君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

皆様席にお戻りください。

○議長（戸田憲悦君） 会議を続けます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸田憲悦君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。
３番高橋議員。
○３番（高橋眞結美君） はい。
○議長（戸田憲悦君） ４番伊勢議員。
○４番（伊勢 徹君） はい。
○議長（戸田憲悦君） ５番貞宗議員。
○５番（貞宗拓雄君） はい。
○議長（戸田憲悦君） 以上、３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（戸田憲悦君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） ６月４日及び６月１３日に開催いたしました、議会運営委員会で、第２回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第２回定例会に町側から提出されております案件は、全部で２１件であります。

内容は、令和６年度各会計補正予算が３件、条例の一部改正が４件、工事請負契約の締結が６件、財産の取得が２件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が１件、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更が１件、あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更が１件、令和５年度繰越明許費等の繰越計算書の報告が２件、専決処分の報告が１件であります。

これら提出案件のうち、各会計補正予算の３件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものとし、令和６年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和６年度各会計補正予算３件、報告第４号及び報告第５号の２件については、関連がありますので、それぞれ、一括議題とすることと決定しました。

各会計の繰越明許費等繰越計算書及び、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第２回定例会の会期は６月２０日から６月２７日までの８日間とし、初日には、行政執行方針、教育行政執行方針と、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

２日目から４日目までは休会とします。

５日目と６日目は、一般質問を行い、６日目一般質問終了後から休会とします。

３日目は、一般質問終了後、令和６年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、同特別委員会終了後に、広報・広聴常任委員会を開催します。

7 日目は休会とし、午前に総務文教常任委員会と福祉医療常任委員会をそれぞれ開催し、午後に産業建設常任委員会を開催します。

8 日目最終日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論、採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、伊勢議員、外山議員、高橋議員、吉田議員、小椋議員、横田議員、今西議員の 9 名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と、活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

最後に、反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により、議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを、町民の皆様に、分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第 3 会期決定の件

○議長（戸田憲悦君） 日程第 3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 27 日までの 8 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（戸田憲悦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 6 月 27 日までの 8 日間と決定いたしました。

◎日程第 4 諸般の報告

○議長（戸田憲悦君） 日程第 4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 5 行政報告

○議長（戸田憲悦君） 日程第 5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和 6 年第 2 回の町議会定例会を招集させていただきました。

皆様方にとりましては大変お忙しい時節ではございますけれども、御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、ヒグマによる家畜被害とその後の状況についてでございます。

報道等で御承知のとおり、5 月 21 日に中春別の牧場において子牛がヒグマに襲われる事案が発生いたしました。

その後、近隣で新たな目撃情報があり、駆除を目的として、牧場周辺及び近隣の農家の周辺を捜索いたしましたけれども、駆除には至っておりません。

これを受けまして、6月8日に中春別地区で予定しておりました別海町植樹祭、これは、来場者の安全面を考慮し、今年は中止と判断させていただきました。

しかし状況にもよりますけれども、来年は、同地区において、予定どおり、植樹祭を開催したいと考えております。

次に産業の動向についてです。

まず、酪農畜産の情勢についてです。

町内の生乳生産量は、本年1月から4月末までで、16万3,000トン、これは対前年比103.7%、生産額で言いますと、194億、これは、対前年比116.7%となっております。

乳量は、昨年までの生産抑制から3年ぶりに増産となったことから、前年度の実績を上回っているところです。

乳価につきましては、集団飲用向けが10円引き上げられました。

その他の用途も据置きとなったことなどから、今年度のプール乳価は、昨年度に比べまして、約3円の増となりまして、1キロ当たり、過去最高額となる116円程度になる見込みでございます。

一方、生産コスト上昇に伴います、経営収支の悪化が懸念されておまして、今年度につきましても、物価高騰などの影響により、先行きが不透明な状況が続いていることから、今後も動向を注視している必要があります。

続いて作況につきましては、春先から、比較的落ちついた天候が続いておりましたけれども、5月に入り、朝は一桁台の気温になるなど、全体に冷え込みによる影響が心配されていたところでございますが、1番草の生育状況は平年より5日早く推移しております。

次に水産業の状況でございます。

春のホタテ漁は5月20日で操業を終えております。

水揚げ総量は1万2,000トン、これは、対前年比84.4%、金額では44億4,700万円、これは、対前年比79.3%と、いずれも昨年から減少となっております。

これは、時化や流氷の影響で、連続した操業などが出来なかったことなど、今期の漁場が、サイクル的には資源量が少ないエリアに入る時期であったというようなことの影響によるものであるというふうに思われております。

このほか、5月末時点のホタテ漁を除く全魚種の比較では、カレイとホッキの水揚げは好調でしたがチカやアサリの漁獲量及び漁獲高が大きく減少したことから、水揚げ総額では、2,935トン、対前年比87.7%に対しまして、金額では6億1,700万円、対前年比96.7%と、全体に減少傾向にはなっております。

また、野付湾の風物詩でもありましたホッカイシマエビ漁、これについてでございますけれども、6月11日から13日にかけて行われました資源量調査、この結果によりますと、昨年同期と比べまして、資源量は若干増加傾向にあるとのことですが、夏漁の操業については、今後開催される理事会において決定するとの報告を受けております。

次に、商工業と観光についてです。

令和5年度における主な中小企業振興事業の実績は、町内建設業者の受注機会の確保を目的とした地域貢献中小企業支援事業、これには31件、それから、開業・経営拡大支援等を目的としました、起業家支援事業、これには7件、商店街活性化を目的としました、

にぎわい商店街創造事業、これは6件の補助を実施しました。

令和5年度の観光客の入込数につきましては、対前年比153%、人数で約37万3,000人と、コロナ前を上回る数まで増加しております。

特に、産業祭をはじめとしました、町の大きなイベントが通常どおり開催されたことや、べっかい割などの誘客事業、これが、入込増加につながっているというふうに捉えております。

また尾岱沼潮干狩りフェスティバルは、5月の27日から29日まで、さらに、6月6日から8日に開催しまして、初日は雨天のために中止となりましたけども、5日間で、1,810人の来場がありました。

最後に建設工事等の発注状況についてでございます。

6月6日現在では、工事及び業務委託を合わせまして、48件、金額で約12億8,200万円と、今年度計画しております発注予定件数の34%を発注しておりまして、おおむね計画どおりの進捗状況であります。

今後においても、適期の発注を心がけまして、事務を今進めております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

ここで、一言お礼を申し上げます。

本定例会開催中に、野付半島海岸保全や、走古丹海岸保全等に関係しております、全国海岸協会の総会、これが明日東京で開催されております。

それから、自殺対策に関わる、日本精神神経学会によりますシンポジウムが、明後日札幌で開かれることになっておりまして、この別海町の取組を事例として、発表してほしいというような依頼も出ておりまして、本日から23日まで、私、東京、札幌へ出張しなければならぬ用務ができました。

議会に大変御迷惑をおかけすることに御容赦をいただきますこととともに、お詫びとお礼を申し上げます。

それでは、この頃定例会におきましての御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第6 令和6年度行政執行方針

○議長（戸田憲悦君） 日程第6 令和6年度行政執行方針について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君） 昨日、6月19日、私の3期目行政執行が始まりました。

これもひとえに、2期8年間の行政執行に対しまして、町民の皆様方には、御理解と信頼をいただき、そして、今後のまちづくりへの期待と願いを託された結果であると思っております。今一度、その重責さをひしひしと感じているところでございます。

これからの4年間、町民の皆様と対話を大切にして、取組継続中であります数件の重要課題、医師確保、企業誘致、それから財政基盤の確立、これらを成就することを最優先課題と位置づけるとともに、私の信条であります、決断と実行、この理念のもとに、別海町のセールスマンとして、うちの町を日本全国に広く知ってもらい、応援してもらえるように努力していきたいと考えております。

また、町政においては、安定した持続性のある行政運営と、安全で安心できる、住みよいまちづくりのために、将来への前向きな経営支援、これを基本として、各般にわたります政策推進に取り組んでいく決意でございます。

今後におきましても、町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
それでは、第7次別海町総合計画に掲げます六つの基本目標に沿って、令和6年度の主要な施策について申し上げます。

まず、地域資源を生かしました産業のまちづくりについてでございます。

本町の重要な基幹産業であります酪農は、生産抑制により、後継牛の確保が困難なことに加えまして、昨年の夏の記録的な猛暑の影響で受胎率が低下するなど、3年ぶりの減産回避に関わらず、生乳の生産回復が見通せない大変厳しい経営環境にあります。

これまで、水道料金の減免により、酪農経営の負担軽減を図りましたが、引き続き意欲を持って経営が続けられるように、必要に応じた適切な対策を講じるとともに、持続的発展と経営の安定化に向けた取組を推進してまいります。

新たな担い手の確保及び後継者対策につきましては、別海町酪農研修牧場や別海町担い手支援協議会及び産業後継者対策相談所等を中心として取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、資源増大に対しまして様々な取組に対し、支援をさらに強化するとともに、栽培漁業の維持と適切な資源管理、漁場環境の保全と改善に向けた事業を実施するとともに、次世代の漁業を担う後継者の育成を支援してまいります。

また、水産加工品の流通強化に取り組む町内企業等に対する支援を強化するとともに、魚家経営の安定を図るための漁業機器導入、これに対する支援を実施してまいります。

森林環境の保全につきましては、森林の持つ多面的機能の発揮に向けまして、計画的な町有林整備を行うとともに、適切な私有林整備、これに対する支援を行うほか、河畔林の整備とか、それから木材利用の促進など、引き続き取組をすすめてまいります。

次に、観光の振興につきましては、産業祭などの大規模イベントが通常どおり開催されることにより、観光入込客数も回復傾向にあります。

今後も、野付半島ネイチャーセンターなど既存の施設を中心に、多様な観光コンテンツの充実を図るとともに、別海町の魅力発信や知床ねむろ観光連盟との広域連携によりまして、観光客の入込数の回復に努めてまいります。

また、ふるさと交流館の温泉施設の改修を含めまして、現在休止している宿泊やレストラン部門の再開、これの是非について検討を進めるとともに、キャンプ場の整備など、観光施設の魅力向上に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、少子高齢化に伴います労働力人口の減少が喫緊の課題であり、将来にわたって安心して事業が継続できるように、町内中小企業などへの新規就業者に対しまして就業奨励や奨学資金返還支援等によりまして、人員の確保と、それから産業の維持、継続に向けて取り組んでまいります。

続いて、人と自然が調和するまちづくりについてです。

本町は、令和5年3月にゼロカーボンシティ、これを宣言し、令和6年2月には脱炭素施策の取組の基準としまして「別海町地球温暖化対策実行計画」を見直しました。

また、脱炭素施策推進のため、専門人材を配置し、具体的な施策を検討するために必要となります温室効果ガスの実況把握を行い、今後のカーボンニュートラル達成に向けまして、町、事業者並びに町内関係団体と一体となりまして、脱炭素社会の構築と、それから環境保全の推進に取り組んでまいります。

加えて、公共施設におけます木質バイオマスボイラーの導入に向けて今検討しております。

エゾシカによる越冬地の自然環境被害防止対策につきましては、引き続き個体数の削減

に向けまして、囲いわなによる生体捕獲等を実施しております。

ごみ処理については、環境保全と、それから維持可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化に向けました分別リサイクルのわかりやすい啓発、これに努めますとともに、ごみとして排出するだけではなくて、再利用することなど、新たな価値を生み出す社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

また、広域ごみ処理施設につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合が作成します改修計画、これについて、安定したごみ処理の継続、また負担額の抑制につながりますように、引き続き各構成町と協議を継続してまいります。

し尿処理につきましては、老朽化した施設の劣化状況等を総合的に考慮し、維持・補修を行っていくとともに、適正かつ安定的な処理が継続できるよう計画の策定を進めます。

続いて、共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまちについてでございます。

全ての町民が健康で心豊かにいきいきとした人生をおくれるよう、健康づくりに係る各種計画に基づきまして、健康管理意識、これの高揚と自主的な健康づくりを促進するとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実を図ってまいります。

自殺対策につきましては、引き続き札幌医科大学の協力を得ながら、ゲートキーパー研修をはじめとします研修会や正しい認識を普及させるための啓発活動を各地域や団体で開催しまして、誰も自殺に追い込まれることのない別海町を目指してまいります。

本町の医療を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化に伴いまして医療需要の変化への対応や医師をはじめとします医療従事者の不足など厳しい状況が続いておりますが、広大な面積を有します本町において重要な医療施設であります町立別海病院、これの存続と支援について、引き続き関係機関にしっかりと要請してまいります。

町立病院の運営につきましては、引き続き医師確保推進機関等との連携や医師の派遣をいただいております札幌医科大学との関係を維持し、医師の確保に努めてまいります。

また、町の奨学金制度を活用した医療従事者の人材確保についても継続して推進してまいります。

今後も、町民のみなさんに引き続き適切な医療サービスを提供できるように、令和5年度に策定しました「公立病院経営強化プラン」これを踏まえまして、安定的な経営基盤を確立するように努めてまいります。

医師の確保につきましても、今、令和7年度からは、1人常勤できるような約束がほぼ固まりつつあります。

別海町地域福祉計画に基づき、町内会や各事業所、社会福祉協議会などと協力関係を保ちまして、地域に密着した住民参画型の体制づくりを進めまして、全ての町民が思いやりの心を持ち、互いに支えあいながら住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、これを目指す地域福祉の取組を進めてまいります。

在宅で暮らします高齢者や障がいのある方々の不安の解消と安全確保のため、24時間体制で対応できる緊急通報システム事業や災害時避難行動要支援者支援制度を推進し、緊急時の支援体制の充実に努めます。

また、地域包括支援センターを中心に、地域住民との交流が少ない一人暮らしの高齢者などに、安否確認及び日常生活相談事業を推進してまいります。

さらに、高齢者や障がいのある方などの健康増進及び社会参加を目的としました福祉牛乳の支給や福祉入浴券の給付などの事業も継続して実施してまいります。

また、バス・ハイヤー共通利用券給付につきましては、利便性の向上を図るための制度の拡充を努めていきたいと考えております。

子育て支援に係る施策についてですけれども、次代を担う子供たちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子供を産み、子育てできる環境の充実を図るために、子供の誕生を町全体で祝福する出産祝金贈呈事業や18歳までに拡大しました子ども医療費助成事業、これらの各種子育て支援事業を継続して実施してまいります。

保育園の運営は、子供数の推移や地域のニーズを的確に捉えて、私立、認定こども園等、連携を図り、地域の実情を考慮した多様な保育サービスの充実に努めてまいります。

また、保護者の利便性向上と保育現場の負担軽減によります保育の質の向上、これを目指しまして、保育園にICTを活用した保育施設業務支援システム導入をします。

障がい者計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまち」づくり、これの実現のために、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、これに基づく各種サービスの提供体制の確保や発達過程に心配のある児童に関わる家族の精神的・経済的負担軽減を図るとともに、早期療育支援の充実に努めてまいります。

高齢者支援につきましては、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステムのさらなる深化、また推進に向けまして、医療と介護の連携強化を図るとともに、認知症支援対策の充実や生活支援体制の整備など各種施策を引き続き総合的、計画的に進めてまいります。

また、高齢者の移動・交通手段、これらに対応すべく、地域住民の力を最大限活用した地域連携によります移動手段の確保策、これの協議も進めてまいります。

介護サービス事業所の介護従事者不足の解消を図るために、初任者研修の継続開催や介護職員確保対策事業による人材の育成、確保及び定着を目的とした取組への支援を行うとともに、町内の介護サービス事業者で構成をいたします「介護サービス事業者連絡協議会」、これと連携しまして、各事業所における現状の共有を図り、サービスの質の向上や人材確保等課題解決に努めてまいります。

老人福祉施設等の施設につきましては、日常生活や機能訓練、看護、介護サービスを継続して提供できるように体制の維持に努めますとともに、今後の高齢化社会に向けての施設の長寿命化を図ってまいります。

国民健康保険は、財政運営の責任主体であります北海道及び関連団体とも連携し、引き続き健全な事業運営に努めてまいります。

また、町の意見は意見として、しっかりと述べていきたいと考えております。

特に、北海道国民健康保険運営方針に基づきまして、被保険者間の負担の公平化に向けて、北海道が示す全道市町村統一の基準保険料に向けて検討と改正を進めてまいります。

うちの意見もしっかり述べていきます。

様々な事情によりまして生活が困窮している方に対する支援につきましては、それぞれの置かれている生活実態を把握し状況に応じまして支援を提供できるように、関係機関や民生委員、児童委員との連携を強化しまして、相談体制の充実を図るとともに、対象者に寄り添いながら自立に向かった早期支援、これに努めてまいります。

続いて、生涯を通じて人と文化を育む学びのまちづくりでございます。

本基本目標の教育行政に係る具体的方針につきましては、これはこのあと教育長から、教育行政執行方針で詳しく申し述べますので、私からは総括的な方針について、申し上げます。

社会教育の推進については、生涯学習センター「みなくる」を核としまして、町民が生涯にわたって積極的に学習できる機会を確保するとともに、その機能を高め、生きがいを持って暮らせる社会を目指してまいります。

地域を担う若者の健全育成においては、別海高等学校や関係機関と連携しながら、現在実施しております通学費助成事業をはじめとした各種支援事業を継続して実施してまいります。

町の政策予算の継続的な執行の支えとなっておりますふるさと納税、これについては、引き続き、本町を応援していただいている方々から「選ばれる生産地」となるように、加えて、企業からも「応援される自治体」となるようプロモーションを継続、推進してまいります。

続いて、安全に、安心して暮らせるまちづくりでございます。

住宅施策でございますけれども、長寿命化計画に基づく公営住宅の改修工事を進めていきまして、居住環境の向上と長寿命化に取り組んでおります。

また、大規模地震の発生によります住宅の倒壊等を未然に防ぐため、既存住宅の耐震改修費用、これの一部を助成し耐震化を推進してまいります。

道路及び橋梁の整備につきましては、各種補助事業を有効に活用し、町道の舗装化を計画的に進めるとともに、歩行者や通行車両の安全確保と住民生活の利便性をさらに向上を図ってまいります。

上水道及び下水道につきましては、水道事業ビジョンやストックマネジメント計画などの計画に基づきまして、施設の長寿命化や自然災害への対応を図りまして、計画的な更新整備により安全・安心な水の供給と処理、これに努めてまいります。

急速に進みますデジタル社会に対応するため、キャッシュレス決済やオンライン手続きによります住民サービスの向上やペーパーレス等によります行政事務の効率化、省力化に取り組んで、今までもきてます。

これからも、デジタル技術を活用した住民の利便性を向上させる質の高いサービスの提供や、行政事務の効率化に努めてまいります。

また、町行政に対する関心を高めるために、広報誌や町ホームページ及び町公式LINEなどのSNSを活用しました情報提供の充実にも図ってまいります。

防災対策につきましては、本町で甚大な被害が想定されております「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」、これに備えまして、災害備蓄品の整備や更新を進めてまいります。

また、災害時の被害を最小化するために、国・道のほか自主防災組織等の関係機関としっかり連携を図り、本年12月21日に実施されます北海道防災総合訓練、これに参加するなど、引き続き防災・被災対策の強化を図ってまいります。

インターネット普及に伴います、SNSなどを悪用した特殊詐欺の被害が増えている中、町民全員が安心して暮らせるため、関係機関と連携し、誰もが被害にあわないよう情報共有と注意喚起、こういった活動を展開してまいります。

また、適切な助言によります問題解決ができるように、相談体制を一層充実させ、引き続き町民の消費生活におけます安全と安心の確保に努めてまいります。

最後に、参画と協働で共につくるまちづくりでございます。

北方領土の元島民は、平均年齢が88歳を超えまして、ますます高齢化が進んでおります。

一日も早い領土問題の解決に向け、政府による強力な外交交渉を後押しするために、領土問題意識の高揚を図る施策に取り組むとともに、返還運動を先細りさせないための後継者育成事業の展開について、国や道及び関係団体に継続して要望してまいります。

経常的な財政運営が極めて逼迫してる中で、効率的かつ持続可能な行政運営を推進するため「行財政改革推進計画」、これを策定するほか、これまでの「人材育成基本方針」、これを再検討し、新たな行政課題に対応できる職員の育成・確保の環境構築により、行政サービスの一層の向上を目指してまいります。

第7次別海町総合計画は、令和5年度から6年度にかけまして中間見直し作業を行っておりまして、並行して策定するデジタル田園都市国家構想、これに基づく地方版総合戦略との一体化を進めてまいります。

結びとなります。

以上、令和6年度、町政運営を高めるに当たりまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。

本町の財政運営は、これまで積極的に実施してきました大型の事業投資、これの借入れ、起債の借入れによります地方債の元利償還金等の支払いなどによりまして、今後数年間は財政の硬直化が見込まれており、当面の間、極めて厳しい状況が続くものと見込んでおります。

そのような中でも、大きく転換する社会情勢を的確に捉え、しっかりとした施策を展開していかなければなりませんので、一方で、徹底した経費削減や業務改革をはじめ、既存サービスの見直しについて、町民の皆様と一緒に考えていく必要があります。

持続可能な自治体経営の推進に向けて、好調なふるさと応援基金により積み立てた基金や過疎対策事業債、これらを有効に活用しながら、魅力あるまちづくりに積極的に取り組むとともに、財政の健全化も並行して進めてまいります。

今後においても、次世代を担う子供たちが希望を持ち、各世代の町民の皆様が愛着を感じ、笑顔があふれる別海町を目指しまして、未来につながるまちづくりを、引き続き先頭に立って進めていく所存でございます。

以上、令和6年度の行政執行方針といたします。

ありがとうございます。

○議長（戸田憲悦君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（戸田憲悦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 令和6年度教育行政執行方針

○議長（戸田憲悦君） 日程第7 令和6年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（相澤 要君） 少しお時間をいただきまして、令和6年第2回定例会の開会に当たりまして、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

第7次別海町総合計画の目指す将来像の実現に向け、全町民のウェルビーイングの向上を目指し、学びの喜びを味わえる教育環境づくりに努めます。

とりわけ子供たちには、ふるさと別海を学び舎に、主体的に自分の未来を切り拓く力やふるさとの未来を築く力を育む教育を実践いたします。

そのために、これまで以上に学校と教育委員会の連携を強化し、町民が学びを通して、自己実現や社会貢献ができる機会を提供し、自立した社会人としての成長を支援いたします。

続いて、教育行政の執行に臨む基本となる姿勢を2点申し上げます。

1点目は「学びの木を軸としたウェルビーイングの向上」です。

ウェルビーイングとは、「幸せ」のことであり、個々の幸せや社会全体の幸せ、今だけでなく将来にわたる幸せを含んでいます。

昨年国から示された教育振興基本計画の中にも、2040年以降の社会を見据えた重要なコンセプトの一つとして掲げられています。

別海町では、社会教育と学校教育が連携して「学びの木」の実現を図ることで、町民一人一人の幸せが別海町全体の活性化につながる関係を創造します。

目指すのは、「郷土愛を礎に主体的に生きる別海町民」、「協働してふるさとの未来を創る別海町民」の姿です。

2点目は「ふるさとキャリア教育の推進」です。

ふるさと別海を愛する心を基盤に、自分の未来とふるさとの未来の在り方を考える子供を育てる「ふるさとキャリア教育」を推進します。合い言葉は「地域の人を先生に、海と大地が学びの舞台」です。

「地域の人を先生に」とは、子供が、モデルとなる大人から人生観や勤労観、知恵、技術、開拓の労苦などを学ぶとともに、大人が、地域の子供は地域が育てる、という意識を持つことです。

「海と大地が学びの舞台」とは、別海町の自然、風土、歴史、産業、文化などをベースとして、ふるさとの未来を創造するという気概を持つことです。

ふるさとキャリア教育も、社会教育と学校教育が連携して推進します。

次に、第7次別海町総合計画を基に、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1点目は、生涯にわたり学ぶ社会教育の推進についてです。

すべての町民が、生きがいを持って暮らせる社会を実現するために、生涯学習センター「みなくる」をはじめとする各社会教育施設を拠点とした町民主体の活力ある地域コミュニティづくりを通し、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを進めます。

そのために、「学びの木」を生涯学習の拠り所とし、時代に即応した学びの木の見直しや、活用に係る調査研究を生涯教育研究所において取り組みます。

さらに、各公民館で実施する小学生を対象とした「アドベンチャースクール」をはじめとする「青少年事業」、「寿大学」などの各種講座・教室を通じて、学社連携の下、世代を問わない自立と共創を目指す学習プログラムの充実を図ります。

また、人生100年時代を豊かに生きるための「学び直しの機会の提供」を積極的に推進します。

図書館では、乳幼児期から本に親しむため、「ブックスタート事業」を継続し、「小さい子のおはなしの時間」や「赤ちゃんタイム」を設定して親子で利用しやすい環境整備を図ります。

また、障がいの有無に関わらず、文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、LLブックや大活字本、布絵本など様々な種類のバリアフリー資料を配置し、町民のニーズの多様化

に対応いたします。

学校図書室については、学校と連携し環境整備を進め、学校図書室向けの団体貸出しや授業で使用する資料の貸出し、「わくわく読書会」などの学校訪問事業を実施します。

「移動図書館車」の運行や上西春別中学校に設置している「地域開放型図書館」の充実に努めるとともに、町内読み聞かせ団体の交流を図るなど読書環境の整備を図ります。

さらに、郷土についてより深く知るための地域資料を積極的に収集するとともに、後世に良好な状態で保存するためのデジタル化を進めます。

2点目は、生きる力を育む学校教育の充実についてです。

「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと「コミュニティ・スクール」の取組を充実させながら、別海町を愛する心を基盤に、自分の未来とふるさととの未来の在り方を考える子供を育てる「ふるさとキャリア教育」を推進します。

また、子供たちの健康への配慮や学びの機会を確保するため、各学校の普通教室、特別支援教室などにエアコンを設置します。

人生100年時代を豊かに生きるために「学びの木」の各段階における学習機会を保障し、子供たちが学び続けることで充実感を味わうとともに、地域で活躍できる環境を整備します。

異校種や地域社会との連携を図りつつ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」などの確かな学力の育成を図ることや、豊かな情操や道徳心を培うこと、生涯にわたってスポーツに親しむ資質能力や心身の健康の増進を図ることを通して、子供たちに「生きる力」を育みます。

また、子供たちが未来を担う力強い人材として成長することを目的に「小中一貫教育」を推進します。

義務教育9年間の学びの連続性を確保し、地域の実情に応じた学校の在り方について検討を続けていきます。

各学校においては、教育目標や目指す子供像を共有し、9年間を通して共感的に響きあい、協働的に学びあう授業を展開します。

そして、保育園や幼稚園から小学校への「架け橋期」のカリキュラムの充実を図るとともに、別海高等学校との連携をさらに強化し、本町に学ぶ子供たちの「学びの連続性」を確かなものにしていきます。

「別海町生きる力アッププロジェクト事業」は、「ふるさとキャリア教育」の充実や「教師力の向上」による授業改革を目指して、引き続き秋田県大館市に本町教員を派遣します。

「学びの土台づくり」として、「別海町ビブリオバトル」を核とした読書活動を推進するとともに、「別海町新聞の日」には、児童生徒一人一人に新聞を配付するなど、新聞や新聞を素材としたデジタル教材を積極的に活用し、読解力を中心とした子供たちの資質能力を高める取組を継続します。

デジタル化が進む現代社会に子供たちが対応できるよう「別海版GIGAスクール構想」をさらに充実させます。

授業や家庭学習などの場面において、プログラミング教育や遠隔授業を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの幅を広げていくことにより、子供たちが正しい情報を選択し、適切に活用できる能力を身に付けさせます。

不登校やいじめ問題の解決に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

カー、「ふれあいるーむ」指導員を積極的に活用するとともに、サテライト機能を生かし、学校と連携した教育相談を継続します。

別海町の全ての子供たちが等しく学び、成長する機会を持つために特別支援教育を充実させます。

支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、通級指導教室の充実を図り、個々の特性に応じた教育の実現を目指します。

学びの多様化に応じるインクルーシブな環境を推進し、個々のニーズに合わせた支援を提供します。

また、現状の特別支援教育支援員の規模を維持した支援を行います。

「ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、その基盤となる環境教育の充実に努めます。

別海町の未来を守るために、環境教育の推進が不可欠です。小中学校において環境に関わる学習内容の確実な履修を通して、子供たちが次世代に持続可能な社会を築くための知識と理解を深めていくように支援します。

別海中央小学校と別海中央中学校については、建設から40年以上経過し、老朽化が進んでいます。

近い将来、大規模改修が必要となる状況や、町として異学年交流や多くの教職員との関わりにより多様な人間関係の形成などが期待される小中一貫教育をより一層推進するため、中央地区における校舎一体型の義務教育学校設立に向けて、今年度は基本構想を策定し、検討・準備を進めていきます。

学校給食センターでは、子育て支援として、小中学校の児童生徒の給食費を無償化とし、子供たちが将来を通じて、健全な食生活を実践できるための「食育」を、各学校と連携し進めるとともに、郷土の食材や食文化への関心を高めるため、地産地消にも努めながら、安全な学校給食の提供を行います。

また、食物アレルギーを有する児童生徒には、食物アレルギー対応の大原則に基づき、安全性を最優先して提供を行います。

子供たちに対して効果的な教育活動を行うためには、学校における教職員の働き方改革が必要です。

教職員のウェルビーイングを重視することで、教職員は自らの授業力を高めるとともに日々の生活の質を向上させることができ、子供たちによりよい学びを提供することになります。

「働き方改革」の具体策として、学校閉庁日の拡充、部活動休養日の完全実施などの取組を継続実施するほか、在校等時間の分析結果を基に検討した実効性のある新たな取組を実施します。

また、部活動地域移行に向けて、調査・協議を進めます。

地域を担う若者の育成においては、別海高等学校の普通科生徒及び酪農経営科生徒の確保・増員を目的として、ニーズに応じた各種支援事業を継続実施し、地域に根ざした高等学校教育の支援を行います。

3点目は、郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成についてです。

本町の次世代の担い手となる青少年に豊かな社会性とふるさと別海への郷土愛を育むため、時代にあった施策を推進します。

ふるさと教育では、学校や地域と連携した中で、「郷土資料館」や「みなくる」などの

社会教育施設と地域人材を活用しながら郷土愛を育む教育のさらなる充実を図ります。

青少年の健全育成においては、ジュニア・ハローワークをはじめとする「ふるさとキャリア教育」に関する事業に取り組み、郷土愛と自己有用感の醸成に努めます。

発達段階に応じた情報リテラシーの育成を目的として、町独自の「メディアコントロールシート」を活用し、子供やその家族が、主体的にメディアとの付き合い方を考える取組を進めます。

また、友好都市交流や青少年の居場所づくりなど、積極的に中高生の参加機会を設け、社会性を育む人材育成を推進します。

4点目は、地域に根ざし個性あふれる地域の芸術文化の振興についてです。

地域における芸術文化の振興は、別海町文化連盟をはじめとした各団体への支援や、町民の豊かな心の醸成と芸術文化を通じた想像力と感性の育成に寄与できる事業の実施と参画機会の提供を図ります。

さらには「別海のおたから」である本町の貴重な文化財や歴史を学び、理解を深める機会の拡充を図り、郷土愛の高揚に努めます。

本町には、各地域に様々な文化財があります。これらの文化財を幅広く把握し、保存活用の方針を具体化・具現化するため、「別海町文化財保存活用地域計画」を策定します。

史跡奥行臼駅通所をはじめとする奥行地区文化財は、これまで道内外から多くの方々が見学に訪れています。

引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、「夏休みトロッコサンデー」や「奥行臼散策デー」を開催するなど、地域の文化財を学ぶ機会の拡充に努めます。

国の天然記念物に指定された「西別湿原ヤチカンバ群落」は、西別湿原ヤチカンバ群落保護対策検討委員会で保存活用計画の検討を行うとともに、計画策定に必要な調査を実施します。

郷土資料館は、町の歴史、文化や自然に関わる資料の収集、整理保管、調査研究を引き続き進め、「ふるさと講座」、「郷土学習出前講座」や「出前移動展」を積極的に開催します。

また、加賀家文書館は、アイヌ政策推進交付金事業を活用し、展示資料の整備と充実を図ります。

5点目は、活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興についてです。

すべての町民が、幼少期から生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる「町民皆スポーツ」の実現を目指します。

そのために、スポーツ協会等と連携をし、地域の特性やスポーツ施設を有効活用した、いつでも、だれでも気軽にできる、スポーツの普及を図ります。

スポーツイベントや町民のニーズに合わせたスポーツ教室を通し、人と地域のつながりを深めるほか、能力・適性・興味などの多様性のあるスポーツ活動を気軽に選べる機会を提供します。

また、少年団等の指導者の育成と支援を行うことで、スポーツの振興とスポーツによる町づくりを進めるとともに、別海町スポーツ選手後援会とも連携を図り、スポーツの発展に努めます。

別海町パイロットマラソンは、小学校1年生から3年生を対象とした保護者と一緒に参加できる新たなカテゴリーを設定し、今まで以上に、多くの町民が参加できる大会を目指します。

今後もスポーツ交流による人づくりと町づくりを促進するため、令和6年10月6日の開催に向け、多くのランナーの参加が得られるよう準備を進めてまいります。

以上が、令和6年度に取り組む重点施策となります。

めまぐるしく変化する社会において、一人一人の豊かで幸せな人生と、社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっていきます。

教育行政の執行方針を具現化するためには、地域・学校・家庭・行政が一体となり、町ぐるみで取組を進めていくことが必要です。

別海町教育委員会は、全町民のウェルビーイングの向上を目指し、ふるさと別海を愛する心をもって主体的に生きるための学び、協働してふるさと別海の未来を創るための学びを充実させるための施策を推進します。

とりわけ、子供たちは町の未来の創造を担う大切な宝です。

学校における学びやスポーツ、文化などを通して子供たちが健やかに成長し、豊かな人生を送るために、特色ある教育を推進します。

地域や学校、子供たちの声に耳を傾けながら、強い思いをもって取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

貴重な時間をいただきどうもありがとうございました。

◎日程第8 提出案件の概要説明

○議長（戸田憲悦君） 日程第8 提出案件の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出をいたしました議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程をされた際に、詳細を説明いたしますので、私からは、概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が18件、報告が3件でございます。

議案第38号は、一般会計補正予算です。

社会資本整備総合交付金の減額内示に伴う関連道路事業費の減額がありますが、域内循環拠点維持・確保緊急対策事業を増額するほか、物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用して実施をする新たな住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業や定額減税調整給付金給付事業、また、ふるさと交流館整備事業を新規計上するなど、3億2,500万円を増額補正するものです。

議案第39号は、国民健康保険特別会計補正予算で、このたび、令和5年分の所得確定に伴う算定により、保険税収入が増額となることと併せ、釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金の増により30万円を増額補正するものです。

議案第40号は、介護サービス事業特別会計補正予算で、防衛省からの再編関連訓練移転等交付金を活用し、老人保健施設の特設浴槽を整備するため、1,020万円を増額補正するものです。

議案第41号、別海町国民保険税条例の一部改正は、地方税法施行令の一部改正により、課税限度額及び軽減判定所得基準などを改正するものです。

議案第42号、別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、保育士及び保育従事者の配置基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、所要の

改正を行うものです。

議案第43号、別海町営住宅条例の一部改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第44号、別海町地域振興住宅条例の一部改正は、中西別振興住宅のうち、1棟を除却することによるもののほか、リース型振興住宅の名称を、他の振興住宅と統一する整理を行うものです。

議案第45号から議案第50号までの工事請負契約の締結については、6月4日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第51号と議案第52号の財産の取得については、同じく6月4日に入札を行った除雪専用トラック及びスクールバスの取得について、その予定価格が、いずれも1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

議案第53号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本議案は、走古丹、上春別及び中西別辺地において、公共施設を整備する必要があることから、令和6年度から令和10年度までの5年間の整備計画を新たに作成するものです。

議案第54号は、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてで、規約の一部変更について、広域連合から協議があったことから、議会の議決を求めるものです。

議案第55号は、あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）についてです。

本別海漁港工事による公有水面埋立てに伴い、新たに生じた土地を、地方自治法第9条の5の規定により確認をし、同法第260条の規定により、町の区域に編入をするため、議会の議決を求めるものです。

報告第4号、令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号、令和5年度下水道等事業会計予算繰越計算書についての2件は、いずれも令和5年度予算を令和6年度に繰越した事業について、繰越計算書を調製したので、議会に報告をするものです。

最後に、報告第6号の専決処分の報告については、4月5日に発生をした、職員が運転する公用車と、相手車両の接触事故について、町の損害賠償責任を認め、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（戸田憲悦君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第41号から議案第55号までの15件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（戸田憲悦君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第55号までの15件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第9　議案第38号から日程第11　議案第40号まで

○議長（戸田憲悦君）　日程第9　議案第38号令和6年度別海町一般会計補正予算（第

1号)、日程第10 議案第39号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第11 議案第40号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)、この3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めますが、ここで、説明者に申し上げます。

この3件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第38号令和6年度別海町一般会計補正予算(第1号)の説明を求めます。

○総務部長(伊藤輝幸君) 議長。

○議長(戸田憲悦君) 総務部長。

○総務部長(伊藤輝幸君) はい。

議案第38号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第1号)。

令和6年度別海町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億9,700万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、1項と2項で586万9,000円の減。

16款道支出金、1項と2項で520万3,000円の減。

19款繰入金、1項で3億6,480万円の増。

21款諸収入5項で7万2,000円の増。

22款町債、1項で2,880万円の減。

歳入合計で3億2,500万円の追加です。

次に3ページにお進みください。

歳出です。

2款総務費、1項と2項で2億5,212万4,000円の増。

3款民生費、1項と2項で612万3,000円の増。

4款衛生費、1項で330万円の増。

6 款農林水産業費、1 項と 4 項で 3, 2 9 7 万 7, 0 0 0 円の増。

7 款商工費、1 項で 2 億 6 0 8 万 5, 0 0 0 円の増。

8 款土木費、2 項で 1 億 7, 7 8 5 万 2, 0 0 0 円の減。

1 0 款教育費、1 項と 5 項で 2 2 4 万 3, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 3 億 2, 5 0 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 4 7 億 9, 7 0 0 万円とするものです。

4 ページにお進みください。

第 2 表、繰越明許費で 1 件を設定するものです。

7 款商工費、1 項商工費、ふるさと交流館整備事業は、開業当初から利用している源泉が老朽化による流出停止の危険性が指摘されていることや、施設までの距離があることで、維持管理費がかさんでいることから、新源泉を掘削する工事費について、年度内に工事が完成しない見込みのため、金額を 1 億 9, 7 4 5 万円として設定するものです。

次に、第 3 表債務負担行為補正で 1 件を追加するものです。

し尿収集車購入は、近年の半導体不足等の影響により、単年度での納車が困難となっていることから、令和 7 年度の導入に向け、債務負担行為を設定するもので、期間は令和 7 年度、限度額を 5, 3 5 1 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 4 表、地方債補正です。

1 件の追加と、1 4 件の変更です。

初めに追加です。

ケアハウス整備事業は、令和 7 年度に予定する設備改修工事に係る実施設計について借入れするもので、限度額は 2 7 0 万円で、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は 3 %以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合には、債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものです。

続いて変更です。

1 件目の別海第 1 地区農道整備事業から、8 件目の共春南地区農道整備事業までは、北海道が事業主体となる農道工事の負担金事業となり、地区間の事業費調整に伴い、限度額が増減しています。

9 件目の本別誘導線拡幅事業及び 1 0 件目の根室中部 1 5 号幹線拡幅事業は、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、事業量を変更し、限度額を減額するものです。

1 1 件目の除雪機械等購入事業も同じく、社会資本整備総合交付金が減額内示となったものの、その不足分を地方債の借入れで対応するため、限度額を増額するものです。

1 2 件目の根室中部 3 号主要幹線外 1 改良舗装事業、1 3 件目の中西別上風連線改良舗装事業、1 4 件目の中西別広野線改良舗装事業の 3 件については、防衛省補助金の内示通知の増額に伴い、事業量を変更し、限度額を増額するものです。

事業ごとの変更額につきましては、説明を省略させていただきますが、起債の方法、利率、償還の方法は、全事業ともに変更はありません。

1 番下段、追加、変更の合計になりますが、補正前の限度額、1 2 億 9, 7 3 0 万円から 2, 8 8 0 万円を減額し、補正後の限度額を 1 2 億 6, 8 5 0 万円とするものです。

続きまして、7 ページから 2 2 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明については全て省略をさせていただきます。

以上で議案第38号一般会計補正予算第1号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 次に、議案第39号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第39号の内容について説明いたします。

別冊の令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,030万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

1款国民健康保険税、1項で4,701万8,000円の増。

4款繰入金、1項と2項で、4,671万8,000円の減。

歳入合計で30万円の増額です。

続いて、下段歳出です。

1款総務費、1項と2項で30万円の増。

歳出合計で30万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,030万円とするものです。

次の3ページから7ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 最後に、議案第40号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第40号の内容について説明いたします。

別冊の令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ５億１，８１０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に歳入です。

３款国庫支出金、１項で５８３万円の増。

５款繰入金、１項で３９４万１，０００円の増。

７款諸収入、１項で４２万９，０００円の増。

歳入合計で１，０２０万円の追加です。

次に歳出です。

１款介護サービス事業費、１項で１，０２０万円の増。

歳出合計で１，０２０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億１，８１０万円とするものです。

３ページから７ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で議案第４０号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 以上で議案第３８号から議案第４０号までの令和６年度別海町会計補正予算の３件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の、令和６年度別海町会計補正予算の３件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号から議案第４０号までの３件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで午後１時まで休憩いたします。

午前１１時４４分 休憩

午後 ０時５８分 再開

○議長（戸田憲悦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第１２ 議案第４１号

○議長（戸田憲悦君） 日程第12 議案第41号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 税務課長。

○税務課長（松田勝広君） 議案第41号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書4ページを御覧ください。

本条例の改正につきましては、令和6年3月30日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令に基づく改正となります。

議案書は、4ページと5ページになります。

今回の条例改正の内容としましては、保険税負担の公平性確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税分の限度額の改正を行うとともに、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象世帯の軽減判定所得を改正するものです。

議案本文の朗読については省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページを御覧ください。

1ページから3ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は下線で示しています。

4ページを御覧ください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

表は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

初めに、区分1、改正項目、課税額及び保険税の減額についての改正。

改正条項は、条例第2条第3項及び第21条第1項となります。

改正内容につきましては、国民健康保険税は、医療費の財源となる基礎課税分、後期高齢者医療制度の財源となる後期高齢者支援金等課税分、そして、介護保険制度の財源となる介護納付金課税分の3区分での課税となっており、現行は、基礎課税分からそれぞれ65万円、22万円、17万円と、課税限度額が設定されています。

これを、地方税法施行令の改正に合わせて、後期高齢者支援金等課税分の限度額を2万円引き上げ、24万円とし、課税限度額の合計を現行の104万円から106万円に引き上げるものです。

次に、区分2の保険税の減額についての改正。

改正条項は、条例第21条第1項第2号及び第3号となります。

改正内容につきましては、国民健康保険税の軽減区分は、国保加入者数で計算される均等割と、1世帯当たりで計算される平等割を世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の割合で軽減する仕組みです。

このうち、7割軽減については改正はありませんが、5割軽減で、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の29万円から29万5,000円に引き上げ、2割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年中の所得の合計が、資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割が、それぞれの割合で軽減されるものです。

最後に、3ページにお戻りください。

中段、附則です。

附則第1条、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

附則第2条、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（戸田憲悦君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、定番の質問でございますけれども、制度によってどういうふうになるのかっていうことで、具体的な数字をお聞きしたいんですが、3点ほどです、質問します。

1点目は、現行制度の限度額22万円ということになって、それを24万円に引き上げるということなんですが、1点目の質問としてはね、その22万円を超える世帯数というのは、現状で結構ですが、22万円を超える世帯数、そして24万円を超える世帯数、これらの数字を1点お聞きしたいというのと、それから、前回お聞きしなかったんですけども、22万円を超える世帯の所得額っていうのはもう、大ざっぱで結構ですんで、所得額どのぐらいになるのかなっていうのが2点目の質問です。

最後3点目なんですが、5割軽減、2割軽減、この範囲が広がるっていうことなんだろうなというふうに理解をしてるんですが、現行制度で適用されているですね、この2割軽減、5割軽減の制度を適用されている人数と世帯数をお聞きしたい。

併せて、これが制度改定で、どのぐらい増えるのかっていうことを併せてお聞きしたいということで、その3点お聞きします。

○税務課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 税務課長。

○税務課長（松田勝広君） お答えします。

まず1点目の課税限度額の件ですけど、課税は世帯となりますので、世帯数でお答えいたします。

改正前で試算を行った場合、限度額を超える世帯は437世帯となります。

それに対して改正後で試算を行うと、391世帯となりますので、46世帯が影響を受ける見込みとなっております。

それで2点目の所得なんですが、支援分についての大まかな所得は940万円程度となっております。

三つ目の5割軽減の人数と世帯数ですが、改正前で試算を行った場合、356人、208世帯となっております。

それを改正後で試算を行うと、363人、212世帯となりますので、7人、4世帯が新たに軽減を受ける見込みとなっております。

最後の2割軽減についてなんですが、改正前で試算を行った場合、327人、186世帯となっております。

それを改正後で試算を行うと、334人、189世帯となりますので、7人、3世帯が新たに軽減を受ける見込みです。

以上です。

○議長（戸田憲悦君） 中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） わかりました。

○議長（戸田憲悦君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（戸田憲悦君） はい、それでは質疑を終わります。

◎日程第13 議案第42号

○議長（戸田憲悦君） 次に日程第13 議案第42号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第42号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書6ページをお開き願います。

本条例は、国における家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準の一部改正により、満3歳以上児童の受入れに伴う保育士等の職員配置基準の引上げが行われたことから、所要の改正を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の6ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

本改正の関係条項については、家庭的保育事業等の事業形態ごとに、児童福祉法の規定に基づき、地域の実情を勘案して、満3歳児以上の児童を受入れしている場合の、職員配置基準を定める第29条、第31条、次のページの第44条、第47条のいずれも第2項第3号に規定する満3歳児以上、満4歳に満たない児童については、改正前の「おおむね20人につき1人」を、改正後において、「おおむね15人につき1人」に、第2項第4号に規定する満4歳児以上の児童につきましては、改正前の「おおむね30人につき1人」を、改正後において、「おおむね25人につき1人」とするものです。

8ページにお進みください。

なお、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」ものとし、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の例によることができるとするものです。

以上で議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

◎日程第１４ 議案第４３号

○議長（戸田憲悦君） 日程第１４ 議案第４３号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建築住宅課長（廣島静治君） 議長。

○議長（戸田憲悦君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（廣島静治君） 議案第４３号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の８ページをお開きください。

初めに、本条例の改正の要旨について説明いたします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これまで、DV被害者の保護命令については、接近禁止命令と退去等命令が、同条に規定されていましたが、改正後は、接近禁止命令と退去等命令にそれぞれ分けて規定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の９ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正か所となります。

第６条第２項第８号イ中、第１０条第１項の次に「又は第１０条の２」を加えるものです。

１０ページにお進みいただき、なお附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で議案第４３号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第４３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

◎日程第１５ 議案第４４号

○議長（戸田憲悦君） 日程第１５ 議案第４４号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建築住宅課長（廣島静治君） 議長。

○議長（戸田憲悦君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（廣島静治君） 議案第44号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の9ページをお開きください。

地域振興住宅は、本町への住民の定住化を図るため、住宅が不足している地域に建設または借り上げを行い設置しています。

今年度、町有施設空き家等対策事業により、老朽化が著しい中西別新興住宅を取り壊すことから、所要の改正を行うものです。

また、平成13年4月から株式会社別海振興公社より借り上げ、リース型、地域振興住宅として使用していた住宅について、町が住宅を譲り受けたことにより、地域振興住宅と同じ取扱いになることから、名称を統一するものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の11ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正箇所となります。

別表、上から4行目、改正前の中西別振興住宅の一覧、中西別「178番地26」を削除し、改正後の一覧、中西別「光町45番地1」を追加。

上から7行目、改正後の尾岱沼振興住宅の一覧、「尾岱沼潮見町213番地3」を追加。

下から1行目、改正前の名称欄、リース型西春別駅前新興住宅の「リース型」を削除。

12ページにお進みいただき、上から1行目から3行目、改正前の名称欄及び一覧を削除するものです。

なお附則として、「この条例は公布の日から施行する。」とするものです。

以上で議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

◎日程第16 議案第45号

○議長（戸田憲悦君） 日程第16 議案第45号工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第45号の内容説明をいたします。

議案書の11ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4号棟）。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、8, 409万5, 000円、うち消費税及び地方消費税額764万5, 000円。

4 契約の相手方、みどり・佐々木経常共同企業体、経常共同構成員代表者、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役、庄司豊、野付郡別海町別海新栄町9番地、株式会社佐々木建設工業、代表取締役、佐々木薫。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は令和6年4月11日から令和6年5月2日までの休日を除く15日間、応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、株式会社岡田工務店、みどり・佐々木経常共同企業体の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札をいたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7, 749万円。

最低入札価格は7, 645万円で、最低入札者であります、本案のみどり・佐々木経常共同企業体と現在仮契約中でございます。

なお工期は、本契約日の翌日から、翌年2月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明をいたします。

議案資料の13ページをお開きください。

16ページまでが本案工事の資料となります。

工事概要ですか、構造は補強コンクリートブロック造2階建（1棟8戸）、延べ床面積は739.73平方メートル、建築面積は426.78平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部改修では、和室の洋室化を含むバリアフリー化改修及び内装仕上げ材の改修、外部改修では、外壁板金の張替え、屋根のふき替えと屋上防水、そして窓ガラスや玄関ドアの外部建具の改修を予定するものです。

14ページにお進みください。

左側、付近見取り図ですが、工事の場所は線で示している黒塗りの場所、別海町別海142番地32です。

右側の配置図ですが、工事建物は斜線で記された左側4号棟となります。

参考資料として、15ページに1階と2階の改修後の平面図、16ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で議案第45号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

はい、質疑を終わります。

◎日程第17 議案第46号

○議長（戸田憲悦君） 日程第17 議案第46号工事請負契約の締結について（町道上春別原野54線舗装修繕工事）を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第46号の内容説明をいたします。

議案書の12ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、町道上春別原野54線舗装修繕工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、6,831万円、うち消費税及び地方消費税額621万円。

4 契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉哲朗。

次に本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は4月11日から5月2日までの休日を除く15日間、応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、丸建道路株式会社札幌支店、三友舗道株式会社、株式会社さんわ、高玉建設工業株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札をいたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、6,251万円。

最低入札価格は6,210万円で、最低入札者であります、本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお工期は、本契約日の翌日から11月11日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明をいたします。

議案資料の17ページをお開きください。

工事の場所は、図面中央下側の道道西春別停車場線から中央の道道大成西春別線と交差し、道道中標津標茶線へ向かう計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す680メートルの舗装修繕工事を、車道幅員5.5メートルで行うものです。

資料18ページには、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第46号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

はい、質疑を終わります。

◎日程第18 議案第47号

○議長（戸田憲悦君） 日程第18 議案第47号工事請負契約の締結について（役場庁舎南西面外壁改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第47号の内容説明をいたします。

議案書の13ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、役場庁舎南西面外壁改修工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、7,095万円、うち消費税額及び地方消費税額645万円。

4 契約の相手方、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄。

次に本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は4月11日から5月2日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、株式会社佐々木建設工業、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,480万円。

最低入札価格は6,450万円で、最低入札者であります、本案の島影建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年1月15日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の19ページをお開きください。

工事概要ですが、鉄筋コンクリート造4階建て、面積は、延べ床面積7,987.42平方メートル、建築面積3,365.25平方メートルです。

工事内容は、主に役場庁舎南西面の外壁タイルの剥落防止や、外壁塗装、防水シーリングの打ち替えなどを予定しております。

20ページにお進みください。

施設案内図ですか、工事の場所は中央の斜線で示している場所で、所在地は別海常盤町280番地となります。

21ページをお開きください。

各方位から見た役場庁舎の立面図となります。

外壁改修をする箇所を、赤色の斜線で示しております。

以上で議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 日程第19 議案第48号工事請負契約の締結について（町道上風連地区1号線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第48号の内容を説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、町道上風連地区1号線改良舗装工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、6,325万円、うち消費税及び地方消費税額575万円。

4 契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は4月11日から5月2日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月の4日、寺井建設株式会社、角川建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,788万円。

最低入札価格は5,750万円で、最低入札者であります、本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては議案資料で説明をいたします。

議案資料22ページをお開きください。

工事の場所は図面の左側、道道上風連中西別線に接する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す460メートル改良工事及び243.75メートルの舗装工事を、車道幅員4メートルで行うものです。

資料23ページには、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

はい、質疑を終わります。

◎日程第20 議案第49号

○議長（戸田憲悦君） 日程第20 議案第49号工事請負契約の締結について（別海町酪農工場機械更新外工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第49号の内容説明をいたします。

議案書15ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるためであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、別海町酪農工場機器更新外工事。

2 契約の方法、随意契約による契約。

3 契約金額、6,446万円、うち消費税額及び地方消費税額586万円。

4 契約の相手方、札幌市白石区本通18丁目北3番66号、北海道オリオン株式会社、代表取締役、大島道文。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

本工事は、酪農工場の乳製品製造に係る設備等を更新するものですが、酪農工場の乳製品製造に係る設備は、北海道オリオン株式会社が施工し、酪農工場の仕様に合わせた個別設計で、特殊性が高く、更新機械を含む電気系統及び駆動部にトラブルが発生した場合の対応などには、専門的な知識を要することから、本工事を確実に施工できるのは、工場の構造と機械設備を熟知している北海道オリオン株式会社のみであるため、同社と見積り合わせを執行したところです。

見積り合わせの執行は、6月の4日、北海道オリオン株式会社から提出された見積り額は、予定価格の範囲内であったことから、契約の相手方として決定することとし、現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年3月31日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の24ページをお開きください。

工事概要ですが、構造及び規模は、酪農工場、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積が2,333.47平方メートル。

建築面積が1,632.50平方メートル。

工事内容は、クラリファイヤ及びサージタンク更新、バターチャーンZP300点検整備となります。

25ページをお開きください。

附近見取図となりますが、施工箇所は別海町酪農工場で、所在地は別海132番地2となります。

26ページには配置図、27ページ、28ページには、1階及び2階の平面図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

◎日程第 2 1 議案第 5 0 号

○議長（戸田憲悦君） 日程第 2 1 議案第 5 0 号工事請負契約の締結について（町道泉川第 1 地区零号線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第 5 0 号の内容説明をいたします。

議案書の 1 6 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5, 0 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 契約の目的、町道泉川第 1 地区零号線改良舗装工事。

2 契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3 契約金額、6, 0 8 3 万円、うち消費税及び地方消費税額 5 5 3 万円。

4 契約の相手方、野付郡別海町中春別東町 3 0 番地、株式会社別海、代表取締役、篠田 巖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は 4 月 1 1 日から 5 月 2 日までの休日を除く 1 5 日間、応募者数は 5 者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は 6 月の 4 日、寺井建設株式会社、角川建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社、高玉建設工業株式会社の 5 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 5, 5 5 0 万円。

最低入札価格は 5, 5 3 0 万円で、最低入札者であります、本案の株式会社別海と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から 1 2 月 2 0 日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の 2 9 ページをお開き願います。

工事の場所は、図面左下、道道泉川線と接する計画路線中、赤色の実線で示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す 3 6 0 メートルの改良工事及び 2 5 0 メートルの舗装工事を、車道幅員 4 メートルで行うものです。

資料 3 0 ページに、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で議案第 5 0 号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第 5 0 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑を終わります。

◎日程第２２ 議案第５１号

○議長（戸田憲悦君） 日程第２２ 議案第５１号財産の取得について（除雪用トラック）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第５１号の内容説明をいたします。

議案書の１７ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が１，５００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

１ 取得する財産の種類及び数量、除雪専用トラック１台。

２ 取得の方法、指名競争入札による契約。

３ 取得価格、６，７１０万円、うち消費税額及び地方消費税額６１０万円。

４ 取得の相手方、野付郡別海町別海常盤町１２６番地、株式会社小泉機械店、代表取締役、小泉理央。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は６月４日で、株式会社小泉機械店、有限会社菅野整備工場、有限会社幸田自動車整備工場の３者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は６，２５０万円。

最低入札価格は６，１００万円で、最低入札者であります、本案の株式会社小泉機械店と現在仮契約中でございます。

なお、納期は翌年２月２０日までとしております。

取得する財産の内容につきましては議案資料で御説明いたします。

議案資料の３１ページをお開きください。

この除雪トラックは、社会資本整備総合交付金を財源として取得するもので、主要諸元は、乗車定員２名以上、全長１２メートル以下、全幅３．６メートル以下、全高３．８メートル以下、総重量２０トン以下。

除雪性能については、フロントプラウによる最大除雪幅２．８メートル以上、最大除雪高１．０メートル以上、路面整正装置による路面整正幅は２．８メートル以上、サイドウイングによる除雪幅は車体中心から４メートル以上となっています。

３２ページには、上から見た平面図のほか、側面図、後面図、前面図を記載しております。

以上で議案第５１号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第５１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑を終わります。

◎日程第２３ 議案第５２号

○議長（戸田憲悦君） 次に日程第２３ 議案第５２号財産の取得について（スクールバス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第５２号の内容説明をいたします。

議案書１８ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が１，５００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

１ 取得する財産の種類及び数量、スクールバス１台。

２ 取得の方法、指名競争入札による契約。

３ 取得価格、２，３３６万１０円、うち消費税及び地方消費税額２１１万３，０８２円。

４ 取得の相手方、標津郡中標津町東１３条南１丁目１、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、支店長、小森隆徳。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経緯について、御説明いたします。

入札の執行は６月４日で、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店の２者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を含む最高入札価格は、２，３５２万２，５９０円。

最低入札価格は、２，３３６万１０円で、最低入札者であります、本案の東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店と現在仮契約中であります。

なお納期は翌年３月１４日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の３３ページをお開きください。

事業名は、令和６年度スクールバス購入事業で、豊原地区を運行するひとみ１１号を更新するものです。

主要諸元は、形式２ＤＧ－ＲＲ２ＡＪＤＪ、乗車定員は４５名、全長８．９９メートル、全幅２．３４メートル、全高３．０３５メートル、総排気量５．１２３リットル、再大出力２２０馬力となっています。

３４ページには、正面図、背面図、側面図を記載しております。

以上で議案第５２号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第５２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑を終わります。

◎日程第２４ 議案第５３号

○議長（戸田憲悦君） 日程第２４ 議案第５３号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第５３号の内容説明をいたします。

議案書１９ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回整備計画を策定するのは、令和５年度で、５年間の計画期間が終了した走古丹、上春別及び中西別の三つの辺地です。

２０ページにお進みください。

走古丹辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は１６１人、面積は６．５平方キロメートルです。

１の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は、野付郡別海町走古丹、地域の中心の位置は、野付郡別海町走古丹２番地９８、辺地度点数は３０５点です。

次に、２の整備を必要とする事情ですが、地場産業振興施設について、ニシン種苗等、各種多様な種苗を生産・育成し、地域漁業を支えている施設であるが、老朽化が著しく、また、立地条件から、潮風や海水を扱うことによる設備の故障が相次いでいることから、改修を行う必要があるというものです。

３の整備計画期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間となります。

施設名は、地場産業振興施設、ニシン種苗生産センター改修事業で、事業主体は別海町、事業費１億３０万円、財源内訳は、全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額も同額の１億３０万円とするものです。

続いて、２１ページにお進みください。

上春別辺地の総合計画です。

右上になります。

辺地の人口は６８４人、面積は１０１．１平方キロメートルです。

１の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は、野付郡別海町上春別、地域の中心の位置は、野付郡別海町上春別南町６番地１、辺地度点数は１２１点です。

次に、２の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため、改良舗装の必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため、草地整備等を行い、

自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

施設名は、交通道路、橋梁長寿命化補修事業外1事業で、事業主体は別海町、事業費は3億7,900万円、財源内訳は、特定財源が1,724万2,000円、一般財源が3億6,175万8,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は3億5,970万円です。

次に、産業農林道、別海第1地区農道整備事業外1事業で、事業主体は北海道、事業費7億7,560万円、財源内訳は、特定財源が6億109万1,000円、一般財源が1億7,450万9,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は1億7,420万円です。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で、事業主体は北海道農業公社、事業費2,113万円、財源内訳は、特定財源が1,986万2,000円、一般財源が126万8,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が120万円です。

全施設の事業費合計額は、11億7,573万円。

辺地対策事業債の予定額を5億3,510万円とするものです。

次に12ページをお開きください。

中西別辺地の総合整備計画です。

右上です。

辺地の人口は585人、面積は136.2平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は、野付郡別海町中西別、地域の中心の位置は、野付郡別海町中西別本町18番地、辺地度点数は106点です。

次に2の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

通学バスについては、小中学校への遠距離通学対策として、通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入をする必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため、草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

施設名は、交通道路、橋梁長寿命化補修事業外2事業で、事業主体は別海町、事業費8億9,238万7,000円、財源内訳は、特定財源が5億8,264万8,000円、一般財源が3億973万9,000円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が2億8,840万円とするものです。

次に、通学バス、スクールバス購入事業で、事業主体は別海町、事業費1,152万2,000円、財源内訳は、特定財源が375万円、一般財源が777万2,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は770万円です。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で、事業主体は北海道農業公社、事業費1億6,320万円、財源内訳は、特定財源が1億5,340万8,000円、一般財源が979万2,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は970万円です。

全施設の事業費合計額は、10億6,710万9,000円で、辺地対策事業債の予定

額を3億580万円とするものです。

以上で議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

はい、質疑を終わります。

◎日程第25 議案第54号

○議長（戸田憲悦君） 日程第25 議案第54号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第54号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、内容を説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

本案は、昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、こちらが改正され、マイナンバーカードと被保険者証の一体化について、現行の健康保険証廃止に関わる法施行期日が、令和6年12月2日となったことに伴い、被保険者証を廃止するに当たり、現在、被保険者証等の用語を用いている北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案の本文の朗読をもって説明とさせていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1965号指令）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附則として、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

なお、議案資料の35ページには、規約の変更箇所に関わる新旧対照表を掲載しておりますが、説明については、ただいまの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

以上で議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑を終わります。

◎日程第２６ 議案第５５号

○議長（戸田憲悦君） 日程第２６ 議案第５５号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○産業振興部次長（小野武史君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小野武史君） 議案第５５号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について、内容説明をいたします。

議案書の２５ページをお開きください。

本案につきましては、北海道が実施している別海漁港係留施設造成のための公有水面埋立工事が令和６年４月２２日をもって、竣工が認可されたことに伴い、地方自治法第９条の５第１項の規定により、公有水面の埋立てによって、別海町の区域内に新たに生じた土地を確認し、同法第２６０条第１項の規定により、当該土地を町の区域に編入することに対し、北海道知事に届出をするため、議会の議決を求めるものです。

それでは、所在等につきまして、本文を朗読させていただきます。

１ 所在、野付郡別海町本別海２６番地先の公有水面埋立地。

２ 地積、２，４３３．６６平方メートル。

３ 編入する区域、野付郡別海町本別海。

次に詳細につきまして、別冊議案資料で説明いたします。

議案資料の３７ページをお開きください。

別海漁港の公有水面埋立区域図となっております。

場所は別海漁業協同組合計量施設前の岸壁であり、図面の左側が陸地となっており、右側の色つき斜線箇所が、公有水面埋立地となります。

以上で議案第５５号の内容説明を終わります。

○議長（戸田憲悦君） 議案第５５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑を終わります。

◎日程第２７ 報告第４号及び日程第２８ 報告第５号

○議長（戸田憲悦君） 日程第２７ 報告第４号令和５年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第２８ 報告第５号令和５年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について、この２件については、別海町議会会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお本件は報告のみであります。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 報告第4号及び第5号の2件については、一括して説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお開きください。

報告第4号及び第5号につきましては、令和6年度へ予算を繰り越す繰越計算書を、一般会計及び下水道等事業会計において調製しましたので、議会に報告をするものです。

各報告について、順次説明をさせていただきます。

初めに、報告第4号につきまして、令和5年度別海町一般会計補正予算第7号、第11号及び第12号で設定した繰越明許費について、その全額または一部を令和6年度へ繰越しする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものです。

27ページにお進みください。

令和5年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和5年度別海町一般会計補正予算第7号、第11号及び第12号で設定しました金額の欄の金額に対し、全額または一部について、令和6年度へ繰り越した額を翌年度繰越額欄に記載しています。

また、その財源内訳につきまして、既収入及び未収入の特定財源及び一般財源となります。

初めに、2款総務費、1項総務管理費は3件で、物価高騰対応重点支援事業、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業は、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯につき10万円を給付する国による事業で、繰越額は3,289万2,000円、財源内訳は、全額が国庫支出金です。

続いて、物価高騰対応重点支援事業、こども加算支援給付金給付事業は、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童の1人につき5万円を給付する国による事業で、繰越額は809万4,000円、財源内訳は、全額が国庫支出金です。

物価高騰対応重点支援事業、べつかい割補助事業は、物価高騰の影響を受ける町内宿泊業者等を支援するため、宿泊費及び宿泊者への商品券の発行に対し補助するもので、繰越額は1,685万2,000円、財源内訳は、国庫支出金が1,286万8,000円、一般財源が398万4,000円です。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍管理システム改修事業は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る改修費用を計上するものです。

繰越額は980万1,000円、財源内訳は全額が国庫支出金です。

6款農林水産業費、4項水産業費、2件で、道営水産基盤整備事業は、国の補正予算に伴い北海道が実施する別海漁港の漁船保管施設用地の舗装工事に係る負担金事業で、繰越額は1,200万円、財源内訳は、全額が町債です。

農林漁業振興奨励事業は、野付漁業協同組合が実施する海水冷却装置の整備に係る間接補助事業で、繰越額は2,000万円、財源内訳は全額が道支出金です。

8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業は、イーストタウン寿団地4号棟の長寿命化工事関連経費で、繰越額は1億4,902万8,000円、財源内訳は、既収入特定財源が4,365万6,000円、町債が1億530万円、一般財源が7万2,000円

です。

9 款消防費、1 項消防費、消防事務組合運営経費は、別海消防署西出張所の高圧受変電設備更新に係る工事費で、繰越額は 6 6 8 万円、財源内訳は、全額が一般財源です。

1 0 款教育費、2 項小学校費、防衛施設周辺防音事業、上西春別小学校整備事業は、防衛省のモデル事業として、上西春別小学校にエアコンを設置するための実施設計に係る経費で、繰越額が 1 6 7 万円、財源内訳は国庫支出金が 6 0 万円、一般財源が 1 0 7 万円です。

繰越明許費に係る事業は、全 9 事業で、合計の欄になりますが、金額 2 億 6, 5 0 7 万 9, 0 0 0 円の設定に対し、翌年度繰越額合計は 2 億 5, 7 0 1 万 7, 0 0 0 円です。

財源内訳については、既収入特定財源が 4, 3 6 5 万 6, 0 0 0 円、未収入の特定財源内訳では、国庫支出金が 6, 4 2 5 万 5, 0 0 0 円、道支出金が 2, 0 0 0 万円、町債が 1 億 1, 7 3 0 万円で、一般財源が 1, 1 8 0 万 6, 0 0 0 円です。

次に報告 5 号です。

2 8 ページをお開きください。

報告第 5 号につきまして、令和 5 年度下水道等事業会計予算における建設改良費の一部について、令和 6 年度に繰り越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により、議会に報告をするものです。

2 9 ページにお進みください。

令和 5 年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書で、地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費で 2 件を繰り越すもので、1 件目、農業集落排水事業では、1, 6 1 0 万円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は 5 6 6 万円となります。

財源内訳は補助金が 2 8 3 万円、企業債が 2 8 0 万円、残り 3 万円が当年度損益勘定留保資金です。

繰越しの理由については、更新機器の製作に期間を要し、年度内の完了が困難となったためです。

2 件目、漁業集落排水事業では、1 億 5, 8 6 2 万 8, 0 0 0 円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は 3, 3 3 2 万 3, 0 0 0 円となります。

財源内訳は、補助金が 1, 6 6 6 万 1, 5 0 0 円、企業債が 1, 6 6 0 万円、残りの 6 万 1, 5 0 0 円が、当年度損益勘定留保資金です。

繰越しの理由については、資材の供給不足による納期の遅延などにより、年度内の完了が困難となったためです。

合計欄になりますが、2 事業で 1 億 7, 4 7 2 万 8, 0 0 0 円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は 3, 8 9 8 万 3, 0 0 0 円、財源内訳は、補助金が 1, 9 4 9 万 1, 5 0 0 円、企業債が 1, 9 4 0 万円、損益勘定留保資金が 9 万 1, 5 0 0 円となります。

以上で報告第 4 号及び報告第 5 号の内容説明を終わります。

◎日程第 2 9 報告第 6 号

○議長（戸田憲悦君） 日程第 2 9 報告第 6 号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○訪問看護ステーション担当課長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（戸田憲悦君） 訪問看護ステーション担当課長。

○訪問看護ステーション担当課長（渡辺久利君） 報告第6号専決処分の報告について内容を説明いたします。

議案書の30ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは、31ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月24日、別海町長 曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

令和6年4月5日、別海町尾岱沼潮見町121番地の敷地内において、町職員が運転する別海町所有の公用車と相手車両が接触し、公用車及び相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者 甲 別海町内の事業者、乙 別海町長 曾根興三。

第2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、車両損害料で金8万762円、修理費6万7,562円、代車料1万3,200円の損害を被った。

第2号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金8万762円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額については、町が加入しております自動車任意保険により全額保険金の支払いを受けておりますことを併せて御報告いたします。

また、車両の運転については、職場全体で安全運転の徹底と、事故防止に努めてまいります。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（戸田憲悦君） ここでお諮りします。

明日、6月21日は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（戸田憲悦君） 異議なしと認めます。

したがって、明日、6月21日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（戸田憲悦君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、24日月曜日は午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様大変御苦労さまでございました。

散会 午後２時２０分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員